

# 一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2023 年秋季 7 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

「国民は、あはきの保険適用を待ち望んでいます！」

藤岡 東洋雄

令和 4 年度の鍼灸・あん摩マッサージ指圧の年間受療率調査を実施し明治国際医療前学長 矢野忠研究班長が公表された。あん摩マッサージ指圧は 15.5%、1.5%減、鍼灸治療は 5.7%で 1.3%上昇でした。鍼灸・あん摩マッサージ指圧ともに大変厳しいのが現状です。あん摩マッサージ・鍼灸の良さや治療効果は優れており評価も高く、希望者は大変多くあります。

自費の治療院がほとんどで安価な保険治療院が大変少なく、鍼灸・マッサージの東洋医療でよくなることを理解していても年金暮らして自費治療週 1~2 回の通院はとても無理です。

仕方なく諦めて安価で「保険給付」を受けられる病院などの医療機関に行くことになっています。

鍼灸をどのような要件を満たせば受療しても良いかの問いに

- ①健康保険適用（療養の給付）で治療を受けることが出来ればが 55.6%
- ②医療機関内で治療を受けることが出来れば 51.1%
- ③どのような病状や病気に効くのがわかれば 47.3%
- ④他の治療法よりも効果が高いとわかれば 46.8%
- ⑤安全で清潔な療法であるとわかれば 41.1%
- ⑥ストレス緩和・リラックスに効果があるとわかれば 37.5%
- ⑦施術者の専門性（腰痛・美容等）がわかれば 37.0%

など健康保険で「療養の給付」になれば約 10 倍近くの方が鍼灸を受療したいと考えておられます。

東洋医療である鍼灸、あん摩（マッサージ）指圧の施術所であっても医療機関であっても労災保険と生活保護法では保険給付は現物給付され、労災においては部位加算もされ、出来高払いとなっています。医療機関の病院、クリニック等では漢方薬、あん摩（マッサージ）指圧の東洋医療には鍼灸を除いてすべての保険において保険給付を行っています。しかしながら、鍼灸、マッサージ院では各種健康保険の「保険給付」を実施せず、「療養費の支給」扱いで「償還払い」を強いられており、保険給付の権利を侵害しています。このため、あん摩マッサージ指圧・鍼灸は健康保険適用で治療を受けることが出来ないのです。

厚労省は「施術管理者」なる新たな仕組みをこしらえて攻勢をかけてきています。「保険給付」の権利回復は急務です。厚労省が健康保険法に基づき法の通り、第一条の「保険給付」とするだけでよいわけです。厚労省が法令遵守するだけで解決することです。

私たちは全国中小業者団体連絡会を通じて 9 月 14 日衆議院第 2 会館第 6 会議室 10 時 30 分から請願と厚労省交渉を行いました。

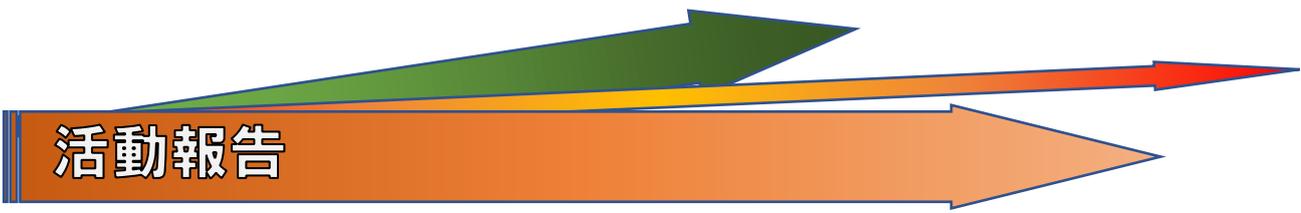
4 項目の請願と法を守って「保険給付」を行うこと。マイナンバーによる保険証確認は視覚障がい者は困難であるため保険証はなくしてはならない等の要求をしました。解決のためには大変大きな勢力が必要です。みんなの力で国民の権利である「保険給付」を取り戻しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

[japanharikyumassage.com](http://japanharikyumassage.com)

何度も検索して SEO にご協力ください。( ^ 0 ^ ; )





## 活動報告

2023 年 9 月 14 日全国中小業者団体連絡会省庁交渉が衆議院会館第 6 会議室で 10 時 30 分より行われました。西宮民主商工会山田平会長、共済会藤岡東洋雄理事長連名で武見敬三厚生労働大臣へ請願法に基づき請願いたしました。

### 請願項目

1. 鍼灸按摩マッサージ指圧の保険給付を早急に実施すること
2. 同意書などの受診を困難にする通知を廃止すること
3. 「施術管理者」の仕組みを撤廃すること
4. はり師きゅう師の学校養成制度を 4 年、6 年制にすること

○あん摩マッサージ、はり・きゅうの施術へのオンライン資格確認システムの導入について、実施ありきで検討せず、現場の声を聴きながら丁寧に進めること

○視覚障がい者は保険証番号を確認することができない。保険証は残すべきである。

以上、請願を行いました。

各健康保険法は「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする」と東西医療を分けずに定めています。被保険者は保険料を全額納付し何の瑕疵もないにもかかわらず望む医療が受けられず、又、保険者も法律ではない通知に対しては服従義務も強制力もないにもかかわらず、健康保険法の趣旨に反した通知に乗って保険給付を行わないでいます。そのため被保険者はお金に心配なく自由に保険治療を受けられません。調査によると鍼灸は 5.7%の低い受診率です。

患者、被保険者が大きな被害をこうむっています。同じ調査で保険が使える保険給付になれば 55.1%の人は鍼灸を受けたいと考えています。10 倍近くの方が鍼灸を受けたいと考えておられます。一方、生活保護制度や労災保険は鍼灸、あん摩マッサージ指圧の保険給付（現物給付）を行っています。労災保険は出来高払いで部位加算もあります。他の各健康保険もすべて法を遵守し鍼灸、あん摩マッサージ指圧の現状を改め、保険給付（現物給付）を早急に行わなければなりません。東洋医学と私たちの命運がかかっています。国会と保険者の協力を得て保険給付を達成しましょう。このことによって東洋医療の大きな発展の土台となります。国民の健康長寿、寝たきり予防、70～80 歳も労働可能となり労働不足にも役立ち大きな経済効果も生まれ GDP にも貢献も望めます。医師不足、看護師不足にも寄与し、医療費、介護費の安定にも役立ち、医療財源の安定化によって新たな財源が生まれます。

「国民よし、社会よし、国家よし」となります。大いに奮闘しましょう。

藤岡 東洋雄



厚生労働大臣 加藤勝信様

2023年9月14日

兵庫県尼崎市潮江2-17-31  
一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会  
代表理事 藤岡 東洋雄

協同組合兵庫県保険鍼灸師会  
理事長 藤岡 東洋雄

## 請 願 書

各健康保険法に基づき、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療への健康保険給付の回復と仕組の改善および「施術管理者」の廃止、鍼灸養成学校の改革を求め、憲法16条および請願法に基づき、下記のように請願します。

本請願は、「はり師、きゅう師、あんま（マッサージ）指圧師が行う東洋医療を自らの健康保険で自由に受けてほしい」と言う国民と患者の権利回復と要求に基づき各健康保険法の目的と義務である厳格な「療養の給付」が、各健康保険法の通り厳格に早急執行されること要求します。

様々な疾病、負傷の治療と回復の為の行為を法により付託と免許されているのは西洋医療の医師資格免許者とはり師資格免許者、きゅう師資格免許者、あんま（マッサージ）指圧師資格免許者の東洋医療です。日本の医療の法体系は西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されています。

現に病院など医療機関では、漢方薬・あんま（マッサージ）指圧の東洋医療には鍼灸を除いて保険給付を行っています。

生活保護法、労災保険法においては鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術所であっても医療機関でも法の通り鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧治療の保険給付を行っています。

しかしながら厚生労働省の通知のもとで国民健康保険・後期高齢者医療保険・全国健康保険協会健保・健康保険組合・共済組合・船員保険等は鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧施術所においての鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧の保険給付を実施せず療養の支給で受領委任払や償還払しています。

その結果いつでもどこでも誰でも自由に受診することができません。

健康保険法第1条は「この法律は（略）疾病、負傷若しくは、死亡又は出産に関して保険給付（＝現物給付）を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」とあります。鍼・灸・あんま（マッサージ）指圧・漢方薬の東洋医療の現物給付を義務付けています。

また、国民健康保険法第2条でも「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付（＝現物給付）を行うものとする」とあります。鍼・灸・あんま（マッサージ）指圧の東洋医療にも保険給付（＝現物給付）を義務付けています。

昭和10年代から昭和25年1月までは東洋医療にも保険給付（＝現物給付）されていました。

昭和25年1月19日保発4号によって保険者との契約停止と保険給付停止し保険給付（＝現物給付）から突然規則等に反した者に行う処分扱いの「償って現金を払

う」償還払いに貶しめました。

何の瑕疵のない被保険者、患者に法律にも無いかつ不必要な医師の同意書、病名制限、西洋医療との併療禁止など制限を加え鍼・灸・マッサージの受診を困難にし、受診の権利侵害を73年間行っており、これは憲法11条基本的人権の享有、13条国民権利、14条法の下に平等、刑法193条公務員の職権乱用と各健康保険法の保険給付を行う、に反する行いとなっています。

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師に令和2年度より健康保険受領委任取扱にあたって「施術管理者」なる仕組をつくり、その申請要件になっている1年間の「実務経験」を受け入れる施術所がほとんどない現状では申請できず、仕組そのものが破綻しています。かつ将来にわたり「施術管理者」が少数となり、被保険者・家族等は保険で東洋医療・鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の受診権利を奪うこととなり法に反しています。国家免許に「施術管理者」とは、屋根の上に屋根を作るのに等しく、必要のないものです。

はり師・きゅう師養成学校制度を4年制、6年制への改善は急務です。

我が国現行のはり師・きゅう師の養成学校制度は国際標準に照らしても劣っています。例えば中国や韓国などは医学部に入学し、6年制度で中医、韓医となっています。日本はその半分の3年制度です。養成学校制度の改革は疾病の治療、保健に対し、責任を十分に果たしえることに必要不可欠なことです。

高齢者は足・腰・膝の患いで多くが寝た切り介護、認知症となっています。

鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の東洋医療は効果的であり介護保険も使わず終末まで現役も期待でき75～80才まで労働の可能性も有り、労働不足にも役立ちGDPに貢献も期待出来ます。

鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の保険給付によって、いつでもどこでも誰でも東洋医療を受診できる、これによって大きな医療効果、大きな経済効果が見込まれます。医療費逼迫のなか、国の医療財政の安定化と新たな財源創出、さらに医師・看護師不足にも役立ちます。

そして「国民よし、社会よし、国家よし」となります。

以下の事項を請願します。

## 請願項目

1. 東洋医療の鍼・灸・あん摩・（マッサージ）・指圧治療は、厳格な給付であるにもかかわらず昭和25年から、受領委任や償還払いとなっている。早急にこれらを撤廃し、健康保険法1条、国民健康保険法2条に基づく厳格な保険給付（＝現物給付）、昭和25年以前の制度に戻し保険給付を実施し権利回復をすること。

2. 鍼・灸・あん摩・マッサージ・指圧治療に同意書・診断書の添付、病名の制限また鍼・灸治療の西洋医療との併給禁止、療養費申請書の被保険者署名等は、法の根拠なく法にそむく通知はすべて廃止すること。

3. 鍼・灸・あん摩・マッサージ・指圧の受診の機会と権利を奪う「施術管理者」の仕組を撤廃すること。

4. はり師・きゅう師など学校養成制度を早急にすべて4年制にすること。4年制学校実現の後、3年以内に6年度制を実施すること。  
国家の責任において養成施設の人材を育成すること。



## 療養費申請のツボ



### ●国民の会の個人会員になってください！

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会では、現在、財政難のために新規の個人会員の募集をしております。協同組合兵庫県保険鍼灸師会・一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会の会員は、国民の会の団体会員になっているのですが、もし良ければ、国民の会の個人会員になっていただけませんか。業界発展のため一肌脱いでやろうとの志のある方を募集しています。また、ご来院される患者様へのお声かけもよろしく願いいたします。お問い合わせは、加藤までお願いいたします。

### ●診断書が同意書に？

医師に対して診断書のご依頼をしたところ、その医師が、診断書に二重線を引き、同意書に書き換えてしまった事例がありました。この場合、診断書なのか同意書なのかというお問い合わせでしたが、残念ながら医師が同意書に書き換えたということは、同意書ということになります。どういう理由で、この医師が同意書に書き換えたのかはわかりませんが、同意書よりも診断書の方が医師にとっても照会が減るといふかなくなることを伝えていかなければならないと思いました。そのことを書き足したご依頼書を作成しなければならないと考えさせられた事例でした。

### ●申請書のカレンダーについて

申請書のカレンダーの○印ですが、しっかりと日にちを囲むように○印をつけるようにしてください。手書きにしてもレセコンにしても何日に○印が入っているのかわからない申請書があります。注意をお願いいたします。あと、訂正の二重線もはっきりとわかるように書いてください。説明が必要な場合は、摘要欄にわかりやすく書いてください。よろしく願いいたします。

### ●月初めの健康保険証の確認をお願いいたします

これまでも度々お願いして来ましたが、月初めの健康保険証の確認は必ずするようにしてください。保険者からの返戻で、保険者相違のための返戻が相当数あります。離職による保険者変更、年齢による保険者変更等、様々なことが考えられます。ご確認よろしく願いいたします。

### ●療養費支給申請書の提出前のチェックをお願いいたします

これも度々お願いして来ましたが、療養費支給申請書の提出前のチェックを必ずするようにしてください。記入漏れはないか！提出書類は揃っているか！等、よろしく願いいたします。記入漏れに関しては、レセコンでも初期入力不完全な場合、印字されないことがありますので、しっかりとチェックしてください。

## 「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」の現状

今回、療養費請求のツボのコーナーでも書きましたが、国民の会では、更なる発展のために新規の個人会員を募集しています。ただ、どんな会なのかもわからずに会員になるというのは無理な話だと思いますので、今回は、国民の会がどんな会なのか現状をご報告して、ご理解いただければと思います。みなさんは、「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」って、どんなイメージをお持ちでしょうか？「署名を集める団体？」、「保険証を提示するだけで、鍼灸・マッサージを受けられるようにしてくれる団体？」、「給付化を進める団体？」みたいなイメージでしょうか？どれも正解です。特に「給付化を進める団体？」というイメージは、藤岡理事長が一番喜ぶ回答だと思います。まあ、それはさておき、要するに医師と同じように受付で健康保険証を提示するだけで無条件（同意書なし）で、鍼灸・マッサージ施術を受けられるようにするために国会請願に向けて署名活動をしている団体です。2013年に発足し、今年で10年になります。会員数は、令和5年3月31日の時点で団体会員17団体、個人会員114名。署名数は、40,993筆です。「百万人署名」を標榜する割には署名数が少ないのではないかとされる方も多数おられると思いますが、やはりコロナの3年間が響いたと思われると思います。イベントや街頭での署名活動が、まったく出来ませんでしたからね。ただ、コロナの3年間がなかったとしても10万筆まで行ったかどうかわかりませんが…。そんな署名数ですが、現在、役員会では、この数字でも一度行動に移してはどうかという動きになっています。ただ慎重派の役員もいて、タイミングを見誤ると、これまで集めた署名が無駄になってしまうという考えもあり、毎月第3木曜日に行われている役員会は、ここ最近いつも紛糾しています。しかし、近いうちに動くことは確かだと思います。そういう事情で、いよいよ国会請願の日が近づいて来ています。国会請願ともなると全国の役員が、国会へ集結しなければなりません。現在、東京・秋田・大阪・兵庫に役員がいます。東京は、地元ですから問題はありますが、秋田・大阪・兵庫ともなると交通費がかなりかかってしまいます。現状の財政状況では、自腹で行くしかないような状況です。このような状況をご理解いただき、一緒に活動は出来ないが、一肌脱いでやろうという方がおられましたら、是非とも個人会員になっていただいで、私たちの活動のご支援をしていただけないでしょうか。入会して永続的に支援は出来ないという方は、一時的なカンパでも結構です。ご協力をお願いいたします。昨年3月から始めたYouTube動画は、ご覧いただいでいますでしょうか？拙いしゃべりですが、一生懸命お話をさせていただいております。こちらもご覧いただいで、ご意見・ご要望などをコメントしていただければ、力になります。鍼灸・マッサージ師、患者さん一体となって、健康保険の給付化を勝ち取りましょう！

加藤 直樹

ご協力お待ちしております。よろしくお願ひいたします。

会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

### 編集後記

沸騰の夏が終わり、と言いたいところですが、まだまだ残暑厳しいですね。朝晩はさすがに涼しくなりました。コスモスも咲いてきています。秋の行楽も行きたいです。いつものお墓参りコースではなしに。